

合理的判断ができない事情の不当な利用に関する取消権について

消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における取消権を消費者契約法に規定することについて、どう考えるか。

【本資料の内容】

第1. これまでの検討の経緯	2
1. 検討の理由・背景	2
2. 平成28年改正：過量契約取消権	4
3. 平成30年改正：困惑類型の追加	5
4. 「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」における議論	7
第2. 検討	7
1. 検討の方向性	7
2. 現在の消費者契約法における合理的判断ができない事情の不当な利用に関する取消権の規定	8
3. 検討する際の着眼点	11
4. 現在の消費者契約法の規定では救済が必ずしも十分ではないと考えられる事例	13
5. 考え得る規律	16
(参考1) 合理的判断ができない事情の不当な利用に関する取消権の整理	18
(参考2) 他の法律の規定	19

第1. これまでの検討の経緯

平成30年の消費者契約法改正においては、衆議院及び参議院の消費者問題特別委員会において、「消費者が合理的な判断をすることができない事情を不当に利用して、事業者が消費者を勧誘し契約を締結させた場合における取消権の創設」について、改正法の成立後2年以内必要な措置を講ずる旨等を内容とする附帯決議が行われた。

この合理的判断ができない事情の不当な利用に関する取消権については、内閣府消費者委員会消費者契約法専門調査会（以下「専門調査会」という。）において検討が行われてきたものであり、それを踏まえ、これまでに平成28年及び平成30年の消費者契約法改正により一定の手当てがされた。以下、これまでの検討の経緯を概説する。

1. 検討の理由・背景

(1) 民法（債権関係）改正における暴利行為準則に関する議論

事業者が合理的な判断ができない事情を不当に利用した契約は、公序良俗（民法第90条）違反（いわゆる暴利行為に当たる場合）として無効となる場合がある¹。そして、暴利行為準則は、必ずしも消費者契約だけではなく、広く一般的に妥当するものであるため、その明確化については、法務省法制審議会民法（債権関係）部会における議論においても取り上げられ、同部会「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」（平成25年2月26日決定）第1・2・(2)においては、「相手方の困窮、経験の不足、知識の不足その他の相手方が法律行為をするかどうかを合理的に判断することができない事情があることを利用して、著しく過大な利益を得、又は相手方に著しく過大な不利益を与える法律行為は、無効とするものとする」という規律を設けることが提案されていた。また、その後も、同部会における議論は重ねられ、幾つかの案が提示されたが、最終的には、明文化すべき適切な要件について合意形成が困難であるという理由で取り上げられなかった²。

¹ いわゆる暴利行為準則に関して、判例（大判昭和9年5月1日民集13巻875頁）は、①他人の窮迫、軽率又は無経験を利用し（いわゆる主観的要素）、②著しく過大な利益の獲得を目的とする（いわゆる客観的要素）法律行為を無効とした。また、その後も、暴利行為準則に関する裁判例は蓄積されており、近年では、①の主観的要素について、窮迫、軽率、無経験以外に、知識の不足、判断力の低下、従属関係等を利用した場合に、暴利行為に当たるとして意思表示を無効とする判断を示す裁判例もある。

² 第9回専門調査会資料1〔消費者庁提出資料〕14頁。なお、法制審議会民法（債権関係）部会第99回会議（平成27年2月10日開催）において「民法（債権関係）の改正に関する要綱

なお、暴利行為準則の明文化については、法制審議会に先立ち、民法（債権法）改正検討委員会においても検討が行われた。同委員会は、「当事者の困窮、従属もしくは抑圧状態、または思慮、経験もしくは知識の不足等を利用して、その者の権利を害し、または不当な利益を取得することを内容とする法律行為は、無効とする」という規律を設けることを提案するとともに、この規律が適用される事例として次のものを挙げている³。

事例 1-1 Bは、祈祷師と称するAの訪問を受け、B宅には悪相が出ていると告げられた。Bは、その原因が水子の霊にあるといわれて不安になり、Aとともに霊場に赴き、深夜に至るまで祈祷を受け、水子の霊を助けるには財産1000万円を投げ出さなければならないと告げられた。Bは、疲労困憊していた上に、Aから、このままではBの一人娘にも災いが起きると迫られたため、Aから1000万円の壺を購入することに同意し、翌日Aに1000万円を支払った〔適用事例2〕。

事例 1-2 Bは、Aから「Aが北海道に所有する土地は、開発計画があるため2年で少なくとも2倍の値上がりが見込める有望な土地である」として、購入の勧誘を受けた。土地取引の経験がない年金生活者であるBは不安を感じたが、銀行預金するよりもはるかに有利だと迫るAの勧誘を断り切れず、結局、30坪の土地甲を90万円で購入した。その後、BはAから「甲の面積が小さすぎるので転売が難しい。もう少し買い増して欲しい」という依頼を受けたので、不審に思って調べてみると、開発計画などなく、甲は坪1万円程度しかない土地であることがわかった〔適用事例3〕。

（2）専門調査会の中間とりまとめ

このような状況も踏まえて、専門調査会では第9回（平成27年4月24日開催）以降に合理的な判断ができない事情の不要な利用に関する取消権の検討が行われた。この論点を専門調査会で検討する理由・背景については、平成27年8月の「中間とりまとめ」において次のようにまとめられている⁴。

案」が決定され、同年3月31日に「民法の一部を改正する法律案」が国会に提出された（第189回国会閣法第63号）。

³ 民法（債権法）改正検討委員会編著『詳解・債権法改正の基本方針Ⅰ—序論・総則』（商事法務）56頁の〔適用事例2〕〔適用事例3〕。なお、消費者契約に該当しないと考えられる〔適用事例1〕〔適用事例4〕〔適用事例5〕は割愛した。

⁴ 「中間とりまとめ」20頁。

社会の高齢化の進展に伴い、高齢者の消費者被害が多発している。高齢者の中には、加齢や認知症等の影響により判断力が低下している消費者もあり、そのような消費者と契約を締結するに当たっては、事業者には、その知識、経験、財産状況等に適合した形での勧誘を行うことが求められるという考え方が問題となることもある。また、消費者被害の中には、事業者が、認知症等を患った高齢者等の判断力が不十分であることを利用して不必要な契約を締結させた事例や、心理的な圧迫状態、従属状態等を利用して不必要な契約を締結させたなどの事例も多く見られる。消費者契約法には、このような事例を対象とした規律はなく、公序良俗（民法第90条。いわゆる暴利行為に当たる場合）や不法行為（民法第709条）などの一般的な規定による救済に委ねられているが、判例で示された暴利行為の要件は厳格であることのほか、これらの規定は抽象的であり、どのような場合に適用されるかが、消費者にとっては必ずしも明らかではない。

そこで、事業者が、消費者の判断力や知識・経験の不足、心理的な圧迫状態、従属状態など、消費者が当該契約を締結するか否かについて合理的な判断を行うことができないような事情を利用して、不必要な契約を締結させた場合に、必ずしも対価的な均衡を著しく欠くとまでいえなくても当該契約の効力を否定する規定を消費者契約法に設けるべきであるという考え方がある。

2. 平成28年改正：過量契約取消権

専門調査会では、合理的な判断ができない事情の不要な利用に関する取消権を設ける必要があるとされる一方で、取消規定の要件が不明確であれば、取引実務の混乱を招きかねず、また、当該規定が適用される可能性のある取引を事業者が回避することになりかねて消費者にとって不利益になりかねない等の指摘があった。そのため、規定を設けるとしても、その要件は、できる限り客観的な要件をもって明確に定めることにより、事業者の予見可能性を確保する必要があるとされた⁵。

このような検討状況を踏まえ、専門調査会が平成27年12月に取りまとめた報告書（以下「平成27年報告書」という。）では、「不必要な契約の典型例の一つ」である過量契約を対象とした取消規定を設けることとされた。消費者が過量な給付を受ける必要性がないにもかかわらず過量契約を締結するのは、それが必要な契約であるか否かを合理的に判断することができない事情がある場合であると考

⁵ 「消費者契約法専門調査会報告書」（平成27年12月）5頁。

えられ、当該契約を締結するという意思表示に瑕疵があるといえたとされている⁶。

これを受けて、平成28年6月に成立した消費者契約法の一部を改正する法律（平成28年法律第61号）により過量契約取消権が設けられた（法第4条第4項）。過量契約取消権の適用対象とならない被害事例については、平成27年報告書において、当面は、公序良俗の規定や不法行為の規定による救済等を図ることとしつつ、更に事例の収集・分析を重ね、明確かつ客観的な要件をもって類型化することについて引き続き検討を行うべきであるとされた⁷。

3. 平成30年改正：困惑類型の追加

専門調査会は平成28年9月に再開し、第29回（平成28年11月24日開催）以降、過量契約取消権の規定では救済対象とならない被害事例について明確な要件をもって対応する規定を設けることが更に検討された。その結果、対応策の方向性として、消費者の「困惑」を要件としつつ、それと結び付く事業者の不当性の高い行為を類型化して取消権を認めることが考えられるとされた。具体的には、平成29年8月に取りまとめられた報告書（以下「平成29年報告書」という。）事業者の一定の行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときの取消権を規定した法第4条第3項において、「消費者の不安を煽る告知」と「勧誘目的で新たに構築した関係を濫用する」という2つの事業者の行為類型を追加するものとされた⁸。

他方で、専門調査会においては、取り消すことができる範囲がより広範な取消権を設けるべきであるという意見もあり、平成29年報告書には次のように記載された⁹。

なお、合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させる類型の被害事例の中には、必ずしも上記①や②のような事業者の行為はみられないものが存在する。特に高齢者等の判断力の不足等を不当に利用し、不必要な契約や過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われる場合も存在しており、これらの事例の救済は、民法上の公序良俗違反による無効等の一般規定に委ねられたままの状態となっている。

こうした事例への対応策については、消費者の取消権を付与して救済する規

⁶ 同上

⁷ 「消費者契約法専門調査会報告書」（平成27年12月）6頁。

⁸ 「消費者契約法専門調査会報告書」（平成29年8月）5頁。

⁹ 同6頁。

定、具体的には、「消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者の年齢又は障害による判断力の不足に乗じて、当該消費者の生活に不必要な商品・役務を目的とする契約や当該消費者に過大な不利益をもたらす契約の勧誘を行い、その勧誘により当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる」等といった規定を設けることについての当否が議論され、このような規定を設けることに賛成する意見も存在した。しかし、要件の明確化等の課題が解消されていないとの意見もあり、現時点においては消費者契約法上に新たな類型を設けることについてコンセンサスを得るには至らなかった。そこで、判断力の不足等を不当に利用し、不必要な契約や過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われる場合等の救済については、重要な課題として、民法の成年年齢の引下げの存否等も踏まえつつ¹⁰、今後も検討を進めていくことが適当である。

消費者委員会は、平成29年8月8日、平成29年報告書の内容を踏まえて速やかに法改正案を国会に提出する等必要な取組を進めることが適当である旨を答申した。

この答申においては、「当委員会は、専門調査会における報告を受けて、ぜい弱な消費者の保護の必要性等現下の消費者問題における社会的情勢、民法改正および成年年齢の引下げ等にかかる立法の動向等を総合的に勘案した結果、特に以下の事項を早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題として付言する」として3つの事項が挙げられているが、そのうちのひとつとして、「合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる『つけ込み型』勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権」が挙げられている。

政府は、平成30年3月2日、消費者契約法の一部を改正する法律案を国会に提出した。衆議院における議員修正により困惑類型に係る事業者の行為として法第4条第3項第5号及び第6号が加えられた後、同年6月8日に成立した（平成30年法律第54号）。

衆議院及び参議院の消費者問題特別委員会においては、合理的判断ができない事情の不当な利用に関する取消権について、改正法の成立後2年以内必要な措置を講ずる旨等を内容とする附帯決議が行われた。なお、衆議院における附帯決議においては、「要件の明確化等の課題を踏まえつつ検討」を行うこととされ、参議院における附帯決議においては、消費者が合理的な判断をすることができない事

¹⁰ 成年年齢を18歳に引き下げることを内容とする民法の一部を改正する法律案は平成30年6月13日に成立した（平成30年法律第59号）。

情として「高齢者、若年成人、障害者等の知識・経験・判断力の不足」が例示されるとともに、「消費者委員会の答申書において喫緊の課題として付言されていたことを踏まえて早急に検討」を行うこととされている。

4. 「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」における議論

成年年齢引き下げに伴う若者の消費者被害の防止・救済のための対応策について検討を行った消費者委員会成年年齢引き下げ検討対応ワーキンググループの提言を踏まえ、消費者庁は、若者が消費者被害に遭う要因について心理面に焦点を当てて調査分析を行い、対応策を検討するため、平成29年9月から平成30年6月にかけて「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」を開催した。

この検討会報告書では、若者が不当な契約を締結するという判断に至る心理状態を、「誤信」¹¹・「混乱」¹²・「浅慮」の3つに分類している。「浅慮」とは、本来の意思決定から注意が逸れたり、思考の範囲が狭まったりすること、あるいは、思考力が低下するような心理状態で、具体的には、友人関係等を利用され勧誘者との関係を気にする際や、勧誘者からその場での判断を迫られた際、勧誘に長時間拘束され疲れてしまい思考力が低下してしまった際などに、契約する場合である。「浅慮」の心理状態になっている場合、思考力が十分に働いていないため、勧誘相手の言葉や行為に影響を受けやすく、「誤信」・「混乱」の心理状態を同時に引き起こしやすい状態にもなる。すなわち、「浅慮」は、「誤信」や「混乱」を惹起・強化するという一面もある、とされている¹³。

第2. 検討

1. 検討の方向性

上記のとおり、消費者が合理的に判断できない事情を不当に利用した場合の救済策については、平成28年改正及び平成30年改正において一定の場合における取消権が手当てされたほか、若者を対象とし、消費者が不当な契約を締結すると

¹¹ 勧誘を受けた商品やサービスについての価値を見誤ったり、勘違いしたりしているような心理状態を指し、具体的には、商品の希少性や、勧誘者の成功体験についての説明を受け、それを真実と受け止めて契約する場合であるとされている（報告書109頁）。

¹² 置かれた状況からの脱却や懸念される状況を回避するために、本来の自分の意思とは異なる意思決定が必要となり葛藤が生じている心理状態を指し、具体的には、勧誘者から強い口調で迫られて恐怖を感じた際や、恋愛感情を利用されて一度得た幸福感を失う恐怖を感じた際に、その恐怖等を回避するために契約する場合であるとされている（報告書109頁）。

¹³ 報告書110頁。

いう判断に至る要因について心理的な側面から調査分析する試みも行われている。

今後の検討の進め方としては、消費者が合理的に判断できない事情を不当に利用したと思われる消費者被害事例であって、現に生じているもの又は今後発生する蓋然性が高いもののうち、消費者契約法に消費者の取消権を規定することで救済すべき事例を特定することが基本になると考えられる。その際には、消費者契約法の規定のみならず、民法の規定、特定商取引法その他の消費者保護関連法の規定による対応の可能性についても、十分に留意する必要がある。

その上で、救済すべき被害事例を分析することで事例の本質的要素を抽出し、その要素を踏まえた規律としてどのようなものが考えられるのか、要件の明確化等の課題を踏まえつつ¹⁴検討する必要があると考えられる。

そこで、以下では、まず、現在の消費者契約法について分析を行う。具体的には、合理的判断ができない事情の不当な利用に関する取消権の現行規定とその適用事例を確認し(2)、次いで、検討する際の着眼点と考えられるところを述べた上で(3)、現在の消費者契約法では救済が必ずしも十分ではないと考えられる事例を紹介する(4)。そして、最後に、考え得る規律について述べることとする(5)。

2. 現在の消費者契約法における合理的判断ができない事情の不当な利用に関する取消権の規定

(1) 過量契約取消権（平成28年改正）¹⁵

法第4条第4項は、消費者契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとっての通常の分量等¹⁶を著しく超えるものであることを勧誘の際に事業者が知っていた場合において、消費者が、その勧誘によって当該消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたときに取り消すことができる旨を定めている。

この規定により意思表示の取消しが認められると考えられる事例としては、次のようなものが考えられる。

¹⁴ 前述のとおり、平成30年改正における衆議院消費者問題に関する特別委員会の附帯決議では「要件の明確化等の課題を踏まえつつ検討」を行うことが求められている。

¹⁵ なお、特定商取引法には、訪問販売及び電話勧誘販売の二つの取引類型において、日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約（過量販売と呼ばれている。）等について、申込みの撤回又は契約の解除をすることができる旨を定めた規定が設けられている（同法第9条の2及び第24条の2）（参考2）。

¹⁶ 当該消費者契約の目的となるものの内容及び取引条件並びに事業者がその締結について勧誘する際の消費者の生活の状況及びこれについての当該消費者の認識に照らして、当該消費者の目的となるものの分量等として通常想定される分量等をいう。

事例 2-1 健康食品を販売している事業者が、来店した高齢の消費者に対して、健康食品の購入を勧めるために話しかけ、賞味期限が1年の健康食品を1年分販売した。その際、当該消費者は、一人暮らしで身寄りもなく、近所付き合いもほとんどないということと話していた。当該消費者が翌日も来店したため、事業者が「昨日はどうも。」と話しかけたところ、当該消費者は認知症であり、昨日1年分の健康食品を購入したことを忘れてしまっていた。それに気づいた事業者が、さらに1年分の同じ健康食品の購入を勧めてみたところ、当該消費者はこれを購入した¹⁷。

事例 2-2 家電製品や健康器具を店舗で販売している事業者が、たまに来店する気の弱そうな消費者に全身運動用の健康器具の在庫を売りつけようとして、声を掛けて親しげに話し、特別キャンペーンと称して家電製品を無料で贈呈するなどして断り難い状況を作成した上で、巧妙なセールストークを交え、「1割引にしますから。」等と言って同じ健康器具を10台購入するよう何度も勧めた。当該消費者は、事業者との会話の中で腰痛の持病があり全身運動はできないということも伝えていたし、全身運動用の健康器具は要らないと思っていたが、そのしつこさに押し切られて、上手く断れずに同じ健康器具を10台（合計20万円）購入してしまった¹⁸。

（2）消費者の困惑による取消権（平成30年改正）

法第4条第3項は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際して一定の行為をしたことにより消費者が困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又は承諾の意思表示をしたときに消費者は当該意思表示を取り消すことができる旨を定めている。困惑類型に係る事業者の行為としては8つの類型が定められているところ（同項第1号～第8号）、このうち合理的判断ができない事情の不当な利用に関する取消権としては、次の4つの類型が規定されている。

ア 不安をあおる告知（法第4条第3項第3号）

同号においては、事業者の行為として、消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、重要な事項¹⁹の願望の実現に過大な不安を抱いていることを知りなが

¹⁷ 消費者庁のウェブサイトに掲載されている消費者契約法の逐条解説（以下「消費者庁逐条解説」という。）58頁。

¹⁸ 消費者庁逐条解説56頁。

¹⁹ 社会生活上の重要な事項（進学、就職、結婚、生計等）又は身体の特徴又は状況に関する重要な事項（容姿、体型等）をいう。

ら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合等でないのに、契約の目的となるものが願望の実現に必要な旨を告げることが要件とされている。

この規定により意思表示の取消しが認められると考えられる事例としては、次のようなものが考えられる。

事例 2-3 事業者が、就職活動中の学生の消費者の不安を知りつつ、「このままでは一生成功しない。この就職セミナーが必要。」と告げて勧誘し、就職セミナーの契約をした。

イ 好意の感情の不当な利用（法第4条第3項第4号）

同号においては、事業者の行為として、消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、勧誘者に恋愛感情等その他の好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信していることを知りながら、これに乗じ、契約を締結しなければ勧誘者との関係が破綻することになる旨を告げることが要件とされている。

この規定により意思表示の取消しが認められると考えられる事例としては、次のようなものが考えられる。

事例 2-4 男性から電話があり、何度か電話するうちに好きになり、思いを伝えた。男性から誘われ宝石展示場に行ったところ、「買って欲しくない」と関係が続けられない。」と言われて契約を締結した。

ウ 判断力の低下の不当な利用（法第4条第3項第5号）

同号においては、事業者の行為として、消費者が、加齢又は心身の故障により判断力が著しく低下していることから、生計、健康その他の事項に関し現在の生活の維持に過大な不安を抱いていることを知りながら、その不安をあおり、裏付けとなる合理的な根拠がある場合その他の正当な事由がある場合でないのに、契約を締結しなければ現在の生活の維持が困難となる旨を告げることが要件とされている。

この規定により意思表示の取消しが認められると考えられる事例としては、次のようなものが考えられる。

事例 2-5 物忘れが激しくなるなど加齢により判断力が著しく低下した消費者

の不安を知りつつ、「投資用マンションを持っていなければ定期収入がないため今のような生活を送ることは困難である。」と告げて、当該消費者に高額なマンションを購入させた。

エ 靈感等による知見を用いた告知（法第4条第3項第6号）

同号においては、事業者の行為として、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、そのままでは当該消費者に重大な不利益を与える事態が生ずる旨を示して不安をあおり、契約を締結することにより確実に重大な不利益を回避できる旨を告げることが要件とされている。

この規定により意思表示の取消しが認められると考えられる事例としては、次のようなものが考えられる²⁰。

事例 2-6 運勢相談をした事業者から、「私は霊能者であり、あなたの霊が見える。あなたには悪霊が憑いており、そのままでは病状が悪化する。この数珠を買えば悪霊が去る」と言われ、50万円を支払った。

3. 検討する際の着眼点

2において取り上げた各規定によっては救済が必ずしも十分ではないと考えられる事例については4で紹介するが、各事例について分析・検討する際の着眼点としては、例えば、次の(1)～(3)が考えられる。

(1) 事業者の行為態様

消費者が合理的な判断をすることができない事情の「不当な利用」としては、①事業者が特定の客観的な行為をすることで、消費者に一定の心理状態を作出すること（以下「作出型」という。）や、②事業者が当該事情を知りながら勧誘したこと（事例3-5～3-8。以下、「非作出型」という。）や、が考えられる。①について、消費者に作出する一定の心理状態としては、「困惑」（法第4条第3項）²¹のほか、例えば、消費者が勧誘者に対する歓心（事例3-1）や高揚感（事例3-2）から

²⁰ 事例1-1もこの規定により意思表示の取消しが認められると考えられる。

²¹ 「困惑」とは、困り戸惑い、どうしてよいか分からなくなるような、精神的に自由な判断ができない状況をいう。畏怖（おそれおののくこと、怖[お]じること）をも含む、広い概念である（消費者庁逐条解説50頁）。

喜んで契約を締結してしまう心理状態という意味での「幻惑」²²や、思考の枠が狭まっており十分な検討ができない心理状態（事例 3-3、3-4）という意味での「浅慮」²³が考えられる²⁴。

この点に関して、平成 28 年改正により定められた過量契約取消権の規定（法第 4 条第 4 項）においては、過量性を認識しながら勧誘をすることが要件とされており、それ以外に、特定の客観的な行為は要件とされていない（②：非作出型）。これに対して、平成 30 年改正により定められた合理的な判断ができない事情の不当な利用に関する取消権（法第 4 条第 3 項第 3～6 号）においては、事業者が消費者に対して特定の事項を告げるという客観的な行為を行い、それによって消費者が困惑したことも要件とされている（①：作出型）。

（2）消費者の事情（心理状態・属性）

消費者に「合理的な判断をすることができない事情」としては、①判断力はある（消費者の属性としては一般的・平均的な消費者といえる）ものの、合理的な判断な困難な心理状態に置かれていること（事例 3-1～3-4。以下「状態型」という。）や、②消費者の属性として判断力が十分ではないこと（事例 3-5～3-8。以下「属性型」という。）が考えられる。

この点に関して、平成 30 年改正により追加された困惑類型の中には、消費者の属性に関する要件が定められているものがある。具体的には、不安をあおる告知及び好意の感情の不当な利用に係る規定（法第 4 条第 3 項第 3・4 号）においては「社会生活上の経験が乏しいこと」、判断力の低下の不当な利用に係る規定（同項第 5 号）においては「加齢又は心身の故障によりその判断力が著しく低下していること」が要件とされている。

（3）契約の内容²⁵

また、消費者の合理的判断ができない事情を利用して締結した「契約」については、①契約内容それ自体は直ちに不当とはいえないこと（事例 3-1～3-5。以下、

²² 専門調査会における検討では「幻惑」という用語が示されたこともあった（第 31 回（平成 29 年 1 月 13 日開催）資料 2〔消費者庁提出資料〕6 頁）。

²³ 若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会報告書において「浅慮」という類型が取り上げられている（1（4）参照）。

²⁴ 「幻惑」や「浅慮」が「困惑」とどのような関係にあるのかも検討する必要があるものと考えられる。

²⁵ なお、金融商品取引法には、公序良俗（民法第 90 条）違反により無効である蓋然性が高いことを理由として、無登録業者が非上場株式等の売付けを行った場合に、その売買契約を無効にするという規定が設けられている（同法第 171 条の 2 第 1 項）（参考 2）。

その消費者に適合しない契約であるという意味で「不適合型」という。)や、②契約内容それ自体に不当性があること(事例3-6～3-8。以下「内容不当型」という。)が考えられる。

この点に関して、平成28年改正により定められた過量契約取消権の規定(法第4条第4項)においては、契約の目的となるものの分量等が当該消費者にとっての通常の分量等を著しく超えるものであるという契約の内容に関する要件が定められている(②)。これに対して、平成30年改正により追加された困惑類型(法第4条第3項第3～6号)においては、契約内容は要件とされていない(①)。

4. 現在の消費者契約法の規定では救済が必ずしも十分ではないと考えられる事例

2において取り上げた各規定によっては救済が必ずしも十分ではないと考えられる事例としては、次のようなものが考えられる²⁶。以下では便宜的に、3において述べた着眼点に基づいて、事業者の行為態様に関する「作出型」「非作出型」、消費者の事情に関する「状態型」「属性型」、契約の内容に関する「不適合型」「内容不当型」に類型化して紹介する。

(1) 作出型－状態型－不適合型

事例3-1 去年、婚活サイトで金融に詳しいと言う男性と知り合い、食事をするようになった。「投資用マンションは確実にリターンが望める」と勧めてくるので、男性の勤務先で説明を受けた。投資用マンションの説明は不明点が多く、質問してもはぐらかされた。よく理解できなかったがマンション購入の契約書に署名捺印し、白紙委任状まで作成した。男性と旅行の約束をし「昔からの知り合いみたい」と言われ、すっかり信用していた。銀行審査を受ける前、現在居住している住宅のローンを組んでいることは話さないよう口止めされた。その後、不安感が増し、知り合いに相談したら、内容証明を書いてクーリング・オフするように言われた。しかし、キャンセルには解約料が必要だと思っていたことと、恋愛感情もあり、期間内のクーリング・オフはできなかった。

旅行は直前でキャンセルになり、預けた書類が届く頃には男性とは疎遠になっていた。不動産業者が倒産したら、空室になったらといろいろ心配だ。解約したい²⁷。

²⁶ 以下の事例に限られるものではない。

²⁷ 国民生活センター「婚活サイトなどで知り合った相手から勧誘される投資用マンション販売に注意!!ーハンコを押す相手は信ジラレマスカ?ー」(平成26年1月公表)。

事例 3-2 新聞に入っていた「1 kgのお米と卵1 パックの2 点合わせて100 円」という折り込み広告を見て、販売業者が主催する健康講座に行った。行く度に100 円でいろいろな商品を購入できるので、何度も通っていた。販売業者から「この健康食品は身体の掃除をしてくれる。身体の中のごみを取る」という説明を受け、また、会場にいる人から体験談として「目がすっきりした」「腰が痛いのが治った」という話を聞いた。販売員にお薬手帳を見せて、自分用に健康食品を1 箱購入した。翌日、糖尿病の夫のお薬手帳を持参して、夫用にも1 箱購入した。その後、半年分を勧められて、大箱5 つ（70 万円）と小箱2 つ（7 万円）の健康食品を購入した。

娘に購入していることが分かり、消費生活センターに相談を勧められた。高額なので全部はいらなと思う²⁸。

事例 3-3 1 年半後の挙式のための結婚式場を探しに2 人で出かけた。最初に行った式場で「今日申し込みば、約300 万円の総費用が約230 万円になる」と提示された。「一晩考えたい」と言っても、「今日でなければだめだ」と言われ、契約することにした。申込金としてその場で20 万円をクレジットカードで決済した。

その後他の式場も回り、別のところに決めたため、契約した式場にキャンセルを申し出た。担当者からは「申し込み当日からキャンセル料は申込金の100%という規定なので、申込金は返還しない」と言われた。申込金を返して欲しい。（20 歳代・男性・給与生活者・2015 年5 月受付）²⁹

事例 3-4 大手検索サイトのバナー広告を見てアフィリエイトに興味を持った。初期投資は無く稼げると思い、メールを送信したところ、事業者から電話がかかってきた。「お金がかかるならやらない」と伝えたが、その点は保証すると言われたので、事業者と契約した。ところが、その後事業者から、「アフィリエイト希望者が増えたのでお金が必要だ、消費者金融で借金して工面するように」と言われた。借金の申込時に勤務年数、年収等を虚偽申告するよう指示されたが、虚偽申告はせずに消費者金融から借金し、約30 万円をコンビニATM から振込んだ。しかし、さらに追加の振込を求められたため、断った。その後、電話に出ないでいると、「心配なのであなたの会社に電話する」と脅しのようなメールが届いた。怖くなり別の消費者金融

²⁸ 国民生活センター「高齢者が支払えなくなるまで次々に販売するSF 商法～支払い金額の平均は170 万円にも！～」(平成27 年5 月公表)。

²⁹ 国民生活センター「トラブルになってからでは遅い！結婚式トラブルへの備えとは」(平成27 年11 月公表)。

で約30万を借りて支払った。事業者に電話をしても担当者が次々と代わり、やめたいのに対応してくれない。詐欺だと思うので返金して欲しい。(20歳代、男性、給与生活者、千葉県、2014年4月受付)³⁰。

(2) 非作出型－属性型－不適合型

事例 3-5 担当しているヘルパーからの連絡で、一人暮らしで認知症の叔母の自宅に、光回線、プロバイダー、IP電話の申込みを受けたという通知が届いたことがわかった。叔母は現在インターネットを全く利用していないので必要ない。電話で勧誘されたようだが、詳しいことはわからない。解約することはできるか。(相談受付：平成26年2月、契約者：80歳代、女性)³¹

(3) 非作出型－属性型－内容不当型

事例 3-6 認知症と妹の死をきっかけとする長期間の不安状態のために事理弁識能力が著しく低下しており、かつ、受容的な態度を取る他人から言われるがままに、自己に有利不利を問わず、迎合的に行動する傾向があり、周囲から孤立しがちな生活状況の中にある消費者が、Aによってそのような状態を知悉して十分に利用しながら誘い込まれ、Aと継続的な仕事関係にある事業者との間で当該消費者が所有する土地の売買契約を締結した。しかし、当該土地の収益性、消費者の客観的な経済状態からは、消費者によって当該売買をする必要性・合理性は全くなかっただけでなく、それは、客観的に鑑定された当該土地の価格の六割にも満たない売買価格で消費者に一方向的に不利なものであった³²。

以下の2つの事例については、非作出型－属性型－内容不当型に分類することができるものの、契約内容の不当性が顕著であり、事業者の行為態様や消費者の

³⁰ 国民生活センター「20代に増えている！アフィリエイトやドロップ SHIPPING内職の相談」(平成27年7月公表)。

³¹ 国民生活センター「家族や周囲の“見守り”と“気づき”が大切—認知症等高齢者の消費者トラブルが過去最高に！！—」(平成26年9月公表)。

³² 大阪高判平成21年8月25日判時2073号36頁(公序良俗により契約を無効とした)。専門調査会において山本健司委員が不当勧誘取消権の必要性を基礎づけるものとして指摘している(第40回専門調査会(平成29年6月9日開催)資料2〔同委員提出資料〕2頁)。なお、この裁判例は第29回専門調査会(平成28年11月24日開催)資料2〔消費者庁提出資料〕事例4で紹介したものである。

事情が不当性を基礎づける程度は相対的に低いものと考えられる。

事例 3-7 金地金の先物取引について、電話による無差別勧誘であたりをつけ、先物取引の顧客としての適格を欠く主婦を相手に長時間執拗に働きかけ、その際当該取引が私設市場での先物取引で投機性を有すること、取引維持保証金（追証）が必要とされることのあること、この不納入の際に生ずる損害等について十分な説明をせずに勧誘し、契約を締結させた³³。

事例 3-8 契約当時 69 歳の消費者が、商品先物取引法や金融商品取引法上の登録を受けていない事業者との間で、16 年から 18 年間という長期にわたる分割払いで金等地金売買契約を締結して地金代金・手数料名目で多額の金員を支払った³⁴。

5. 考え得る規律

以上に述べた 3 つの着眼点（「事業者の行為態様」、「消費者の事情（心理状態・属性）」、「契約の内容」）に関しては、それぞれ単体で考えるのではなく、各要素における類型（作出型、非作出型／状態型、属性型／不適合型、内容不当型）の組み合わせについて考えていくことで、より明確に不当性の要件を抽出することができるのではないか。

例えば、事業者が、特定の客観的な行為をすることで消費者に一定の心理状態（困惑、幻惑、浅慮）を作出して勧誘し、契約を締結させた場合に係る取消権を

³³ この事案において、最高裁は、「本件取引が金地金の先物取引を委託するものであり、かつ、著しく不公正な方法によって行われたものであるから公序良俗に反し無効であるとした原審の判断は、本件取引に商品取引所法八条に違反するところがあるか否かについて論ずるまでもなく、正当として是認することができる」旨を判示した（最判昭和 61 年 5 月 29 日判時 1196 号 102 頁）。

³⁴ この事案において、この契約の「実態は、このような長期の分割払期間中に分割金の支払をすることができなくなったり、望まなくなったりした買主が、将来の時点における金地金等の取引価格の変動という偶然の事情によって差金決済をすることになるという結果を招来し、控訴人会社が商品市場における取引によらないで商品市場における相場を利用して差金を授受するものとして、私的な差金決済を目的とする私的差金決済契約というべき」であり、「控訴人会社では顧客財産に対する法的な分離措置は採られておらず（証拠略）、被控訴人を含む控訴人会社の顧客は、控訴人会社の信用力について多大なリスクを負うこと」や、「本件各契約の締結により、買主である顧客と売主である控訴人会社との間に、不可避免的に利益相反の関係が生じること」等を指摘して、本件各契約を締結させた行為は、公序良俗に反し、民法上も不法行為を構成させるに十分な違法性を有する旨を判示した裁判例がある（東京高判平成 30 年 1 月 25 日先物取引裁判例集 78 号 362 頁）。

設けることが考えられる（作出型－状態型－不適合型。参考1の（Ⅰ））。この場合は、一定の心理状態をどのように定義するかが課題になると考えられる。

他方で、事業者が、消費者の判断力が十分ではないことを知りながら勧誘し、不当な内容の契約を締結させた場合に係る取消権を設けることが考えられる（非作出型－属性型－内容不当型。参考1の（Ⅱ））。この場合は、消費者の判断力や契約内容の不当性について、民法の規定を踏まえつつどの程度具体的に規律するかが課題になると考えられる。

また、これらとは異なる形で類型を組み合わせることも考えられる。

いずれにしても、規律の在り方については、救済すべき被害事例の分析結果及び要件の明確化等の課題を踏まえつつ検討する必要があると考えられる（2参照）。

(参考1) 合理的判断ができない事情の不当な利用に関する取消権の整理

		事業者の行為態様		消費者の事情		契約内容
		主観面	客観面	心理状態	属性	
現 行 法	過量契約	過量性を知っていた	勧誘	—	—	過量契約
	不安をあおる告知	不安を知っていた	不安をあおり、願望実現に必要なだと告知	・願望の実現に不安 ・困惑	社会生活上の経験が乏しい	(限定なし)
	好意の感情の不当な利用	誤信を知っていた	これに乗じ、契約しないと関係破綻を告知	・好意の感情を誤信 ・困惑	社会生活上の経験が乏しい	(限定なし)
	判断力の低下の不当な利用	不安を知っていた	不安をあおり、契約しないと生活維持は困難と告知	・生活の維持に不安 ・困惑	判断力の著しい低下	(限定なし)
	靈感等による知見を用いた告知	—	靈感等による知見として契約すれば不利益回避等を告知	困惑	—	(限定なし)
考 え 得 る 規 律	(Ⅰ) 困惑・幻惑・浅慮作出行為	—	困惑・幻惑・浅慮を作出する行為	困惑・幻惑・浅慮	—	(限定なし)
	(Ⅱ) 判断力不十分	判断力不十分を知っていた	勧誘	—	高齢者、障がい者(認知症等)、若年者等	契約内容の不当性

※考え得る規律は、(Ⅰ)(Ⅱ)に限定されるものではない。

（参考2）他の法律の規定

○特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）

（通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込みの撤回等）

第九条の二 申込者等は、次に掲げる契約に該当する売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契約若しくは役務提供契約の解除（以下この条において「申込みの撤回等」という。）を行うことができる。ただし、申込者等に当該契約の締結を必要とする特別の事情があつたときは、この限りでない。

- 一 その日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品若しくは指定権利の売買契約又はその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えて役務の提供を受ける役務提供契約
- 二 当該販売業者又は役務提供事業者が、当該売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務を履行することにより申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を著しく超えることとなること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を著しく超えることとなることを知り、又は申込者等にとって当該売買契約に係る商品若しくは指定権利と同種の商品若しくは指定権利の分量がその日常生活において通常必要とされる分量を既に著しく超えていること若しくは当該役務提供契約に係る役務と同種の役務の提供を受ける回数若しくは期間若しくはその分量がその日常生活において通常必要とされる回数、期間若しくは分量を既に著しく超えていることを知りながら、申込みを受け、又は締結した売買契約又は役務提供契約

2・3 （略）

○金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

（無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果）

第一百七十一条の二 無登録業者（第二十九条の規定に違反して内閣総理大臣の登録を受けないで第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第二項に規定する第二種金融商品取引業を行う者をいう。以下この項において同じ。）が、未公開有価証券につき売付け等（売付け又はその媒介若しくは代理、募集又は売出しの取扱いその他これらに準ずる行為として政令で定める行為をいう。以下この項において同じ。）を行つた場合には、対象契約（当該売付け等に係る契約又は当該売付け等により締結された契約であつて、顧客による当該未公開有価証券の取得を内容とするものをいう。以下この項において同じ。）は、無効とする。ただし、当該無登録業者又は当該対象契約に係る当該未公開有価証券の売主若しくは発行者（当該対象契約の当事者に限る。）が、当該売付け等が当該顧客の知識、経験、財産の状況及び当該対象契約を締結する目的に照らして顧客の保護に欠けるものでないこと又は当該売付け等が不当な利得行為に該当しないことを証明したときは、この限りでない。

2 前項の「未公開有価証券」とは、社債券、株券、新株予約権証券その他の適正な取引を確保することが特に必要な有価証券として政令で定める有価証券であつて、次に掲げる有価証券のいずれにも該当しないものをいう。

- 一 金融商品取引所に上場されている有価証券
- 二 店頭売買有価証券又は取扱有価証券
- 三 前二号に掲げるもののほか、その売買価格又は発行者に関する情報を容易に取得することができる有価証券として政令で定める有価証券